社労士 合格 レッスン

― 追録情報 ―

「社労士合格レッスン」シリーズをご利用頂きありがとうございます。

ここでは、社労士合格レッスンシリーズの内容について、法令の改正に伴う修正や訂正などの情報を掲載しております。

■ 平成 24 年5月7日

改正情報

記載内容について改正がありました。改正により修正すべき内容は、下記のとおりです。修正の上、ご利用頂きますようお願い申し上げます。

◆ 合格レッスン・基本書 ◆

修正箇所	修正前	修正後
P 59 自由利用の除外②	乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設に勤務する職員	乳児院、児童養護施設及び障害児入所施設に勤務する職員
P 301 下から 10 行目	平成 24 年 3 月 31 日までの間	平成 26 年 3 月 31 日までの間
P 306 下から 6 行目		
P 311 表の下に追加	ポイント　受講手当は、**40 日分**を限度として支給されます。	
P 311 ②通所手当に追加	ポイント　遠方の訓練施設で実施される短期間の公共職業訓練等を受講するため、訓練等施設に近接する宿泊施設に一時的に宿泊し、宿泊施設から訓練等施設へ通所する受給資格者に対しては、 ① 受給資格者の住所又は居所から宿泊施設への移動に要する費用（公共職業訓練等を受ける期間を通じて一往復分を限度とします） ② 宿泊施設から訓練等施設への通所に要する費用 を通所手当として支給します。	
P 328 参 考	平成 24 年 3 月 31 日までの間	平成 26 年 3 月 31 日までの間
P 331 参 考		

P 332 上から５行目～６行目	当該就職について、就職準備金その他移転に要する費用（就職支度費）が就職先の事業主から支給されないとき、又はその支給額が移転費の額に満たないとき	当該就職又は公共職業訓練等の受講について、就職準備金その他移転に要する費用（就職支度費）が就職先の事業主、訓練等施設の長その他の者（就職先の事業主等）から支給されないとき、又はその支給額が移転費の額に満たないとき
P 332 上から 20 行目の上に追加	参考　受給資格者等が就職先の事業主等が所有する自動車等を使用して住所又は居所を変更する場合は、実費相当額を支給します。	

■ 平成 24 年4月1日

改正情報

記載内容について改正がありました。改正により修正すべき内容は、下記のとおりです。修正の上、ご利用頂きますようお願い申し上げます。

◆ 合格レッスン・基本書 ◆

修正箇所	修正前	修正後
P 215 上の表の中	104,530 円	104,290 円
	56,720 円	56,600 円
P 215 上の表の下２行	104,530 円	104,290 円
	52,270 円	52,150 円
	56,720 円	56,600 円
	28,360 円	28,300 円
P 381 上から１行目～２行目	労務費率は事業の種類に応じて 19%（水力発電施設、ずい道等新設事業等）～40%	労務費率は事業の種類に応じて 18%（水力発電施設、ずい道等新設事業等）～38%
P 381 解説します	労災保険率は、現在、事業の種類（55 区分）ごとに最高 **1000 分の 103**（水力発電施設、ずい道等新設事業）から最低 **1000 分の3**（その他の各種事業など）までの間で定められています。	労災保険率は、現在、事業の種類（55 区分）ごとに最高 **1000 分の 89**（水力発電施設、ずい道等新設事業）から最低 **1000 分の 2.5**（金融業、保険業又は不動産業など）までの間で定められています。
P 381 下から８行目～７行目	ポイント の文章を削除	
P 389 参 考	第二種特別加入保険料率は、具体的には、最高が林業の事業の **1000 分の 52**、最低が労働組合等の常勤の役員等の **1000 分の4** の 18 種類となっています（則 23 条、別表５）。	第二種特別加入保険料率は、具体的には、最高が林業の事業の **1000 分の 52**、最低が家内労働者に係る動力機械による作業の **1000 分の3**の 18 種類となっています（則 23 条、別表５）。
P 725 改定率	平成 24 年度の改定率は 0.982 とされています。	
P 726 物価スライド率	平成 24 年度の物価スライド率は 0.978 とされています。	
P 769 保険料額	平成 24 年度の保険料額は 14,980 円とされています。	
P 769 保険料改定率	平成 24 年度の保険料改定率は 0.964 とされています。	

■ 平成 24 年3月 11 日

改正情報

記載内容について改正がありました。改正により修正すべき内容は、下記のとおりです。修正の上、ご利用頂きますようお願い申し上げます。

◆ 合格レッスン・基本書 ◆

修正箇所	修正前	修正後
P 407 （1）適用要件 ① iii）	100 万円以上であるもの	40 万円以上であるもの
P 409 下から 13 行目の上に追加	ポイント 一括有期事業であって、連続する 3 保険年度中の**いずれかの保険年度**の確定保険料の額が **40 万円以上 100 万円未満**であるものにあっては、**100 分の 30** の範囲内において引上げ又は引下げが行われます。	
P 411 上から 7 行目	100 万円以上である事業	40 万円以上である事業
P 614 表の下 1 行目 P 621 上の表の下 1 行目	平成 23 年度については	平成 24 年度については
P 961 下から 4 行目	平成 22 年度、23 年度は 100 分の 10.26	平成 24 年度、25 年度は 100 分の 10.51
P 981 下から 4 行目	現在は 100 分の 30 です	平成 24 年度から平成 26 年度までは 100 分の 29 です
P 961 下から 3 行目	費用の総額の 100 分の 80	費用の総額の 100 分の 79

■　平成 24 年2月3日

改正情報

「合格レッスン・基本書」Ｐ384「雇用保険率」について、平成 24 年度の率が告示されました。

これにより修正すべき内容は、下記のとおりです。修正の上、ご利用頂きますようお願い申し上げます。

【P384 表の一番下に追加】

平成 24 年度	1000 分の **13.5**	1000 分の **15.5**	1000 分の **16.5**

修正箇所	修正前	修正後
Ｐ384 下から５行目	（1000 分の 15.5）	（平成 23 年度:1000 分の 15.5、平成 24 年度:1000 分の 13.5）

なお、Ｐ384 表に平成 24 年度の率を追加したものは、下記のとおりです。

	一般の事業	**農林水産の事業 清酒製造の事業**	**建設の事業**
原則	1000 分の **17.5**	1000 分の **19.5**	1000 分の **20.5**
失業等給付に係る 雇用保険率の 弾力的変更	1000 分の **13.5～21.5**	1000 分の **15.5～23.5**	1000 分の **16.5～24.5**
雇用安定事業等に係る 雇用保険率の 弾力的変更	1000 分の **13～21**	1000 分の **15～23**	1000 分の **16～24**
平成 23 年度	1000 分の **15.5**	1000 分の **17.5**	1000 分の **18.5**
平成 24 年度	1000 分の **13.5**	1000 分の **15.5**	1000 分の **16.5**

■ 平成 24 年1月 23 日

追加情報

「合格レッスン・基本書」Ｐ466【 **労働者派遣事業の平成 21 年度事業報告の集計結果** 】に関する記載内容について、新しい結果（平成 22 年度分）が公表されました。新しい集計結果は、下記のとおりです。

【 労働者派遣事業の平成 22 年度事業報告の集計結果 】

派遣労働者数		約 271 万人（対前年度比 10.1%減）
常用換算派遣労働者数		約 148 万人（対前年度比 6.0%減）
一般労働者派遣事業	常時雇用労働者	649,786 人（対前年度比 1.5%減）
	登録者	1,771,550 人（対前年度比 14.0%減）
特定労働者派遣事業	常時雇用労働者	293,111 人（対前年度比 1.9%減）

■ 平成 24 年1月 13 日

改正情報

記載内容について改正がありました。改正により修正すべき内容は、下記のとおりです。修正の上、ご利用頂きますようお願い申し上げます。

◆ 合格レッスン･基本書 ◆

修正箇所	修正後
Ｐ925 下から５～３行目 ポイント	「政令で定める要件」は、次のいずれかに該当することです（基金令 55 条の５第２項）。 ① **直近3年間に終了した各事業年度の末日**において、年金給付等積立金の額が、責任準備金相当額に **10 分の9**を乗じて得た額を下回っていること ② **直近に終了した事業年度の末日**における年金給付等積立金の額が、責任準備金相当額に **10 分の8**を乗じて得た額を下回っていること 出題 17 択・22 択

訂正情報

記載内容に訂正すべき箇所がありました。ご迷惑をお掛け致しまして申し訳ございません。訂正の上、ご利用頂きますようお願い申し上げます。

◆ 合格レッスン･基本書 ◆

訂正箇所	訂正前	訂正後
Ｐ165 下から７行目	違反した事業者	違反した者
Ｐ184 上から５行目	荷台のシートベルトが	荷台のシートが

■ **平成 24 年1月4日　改正情報**

記載内容について改正がありました。改正により修正すべき内容は、下記のとおりです。修正の上、ご利用頂きますようお願い申し上げます。

◆　合格レッスン・基本書　◆

修正箇所	修正後
P 187 上から１～９行目	【 **心理的負荷**による精神障害の**認定基準** 】 （平 23.12.26 基発 1226 第１号）　出題　20 選 次のいずれの要件も満たす**対象疾病**は、労働基準法施行規則別表１の２第９号（前記抜粋の⑨）に該当する**業務上の疾病**として取り扱います。 ● 対象疾病を発病していること ● 対象疾病の発病前おおむね**6カ月**の間に、業務による強い**心理的負荷**が認められること ● 業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと
	修正内容
P 406 下から４行目	「有期事業に係る労働保険料、」を削除〔有期事業に係る労働保険料についても、口座振替による納付が可能となったため〕

■ **平成 23 年 11 月7日　訂正情報**

記載内容に訂正すべき箇所がありました。ご迷惑をお掛け致しまして申し訳ございません。訂正の上、ご利用頂きますようお願い申し上げます。

◆　合格レッスン・基本書　◆

訂正箇所	訂正前	訂正後
P 280 下から７行目	43 条３項	14 条３項
P 329　表中 「就業手当」の欄	現に職業に就かなかった日	現に職業に就いている日